令和元年5月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の6 の規定に基づく措置(以下「措置」という。)を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象児等)

- 第2条 措置の対象児(以下「対象児」という。)は、やむを得ない事由により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス又は児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援(以下「障害児福祉サービス」という。)を利用することが著しく困難であると認める障害児とする。
- 2 前項のやむを得ない事由とは、次のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 当該措置に相当する障害児福祉サービスに係る給付を受けることが 出来る障害児の保護者が、事業者と契約をして障害児福祉サービスを利用 し、又はその前提となる支給申請を期待し難いことにより障害児福祉サー ビスを利用することが著しく困難であると認められる場合
 - (2) 家族等の介護者から虐待を受け、当該介護者による虐待から保護される必要があると認められる場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長がやむを得ない事由と認める場合 (措置の決定等)
- 第3条 市長は、対象児であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から 通報を受けたときは、当該対象児の状況を調査し、措置の要否を判断するも のとする。
- 2 市長は、措置の決定を行ったときは、障害児福祉サービスの措置決定通知書(第1号様式)により当該対象児又はその保護者に対し通知するものとする。

(事業の委託)

第4条 市長は、障害児福祉サービスを提供する事業者(以下「事業者」という。)に対し、措置による障害児福祉サービスの提供を委託するものとする。

- 2 前項の委託は、障害児福祉サービスの措置委託依頼書(第2号様式)により事業者に依頼するものとする。
- 3 前項の規定による依頼を受けた事業者は、その諾否を決定し、障害児福祉 サービスの措置受託 (不受託) 通知書 (第3号様式) により市長に通知する ものとする。

(措置の変更及び解除)

- 第5条 市長は、措置を変更又は解除したときは、当該措置を受けた障害児又はその保護者に対して障害児福祉サービスの措置変更(解除)決定通知書(第4号様式)により、当該事業者に対して障害児福祉サービスの措置委託変更(解除)通知書(第5号様式)により、それぞれ通知するものとする。(費用の支弁)
- 第6条 措置に要する費用は、障害福祉サービスについては、やむを得ない事由による措置を行った場合の単価等の取扱いについて(平成18年障障発第1117002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により、障害児通所支援については、やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて(平成24年障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)により算定し、市が支弁するものとする。

(費用の請求)

第7条 当該事業者が、障害児福祉サービスを提供したときの費用の請求は、 請求書(第6号様式)によるものとする。

(費用の徴収)

- 第8条 市長は、第7条の規定により費用を支弁した場合は、当該措置を受けた障害児の保護者から、その負担能力に応じて措置に要する費用の全部又は一部について、月を単位として徴収するものとする。ただし、特別の定めがある場合はこの限りでない。
- 第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

第 号年 月 日

様

防府市長回

障害児福祉サービスの措置決定通知書

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり決定しましたので通知します。

対	Í	象	児	(氏名	(1)	年	月	日生	(満	歳)	(男	· 女)	
居	住	地	等	(住	所) 各先)								
利	用	事	業	障害児	見通所才	え援	or 障害	害福祉 *	サーヒ	ごス			
利	用	期	間	年	月	F	日から	年	月	日	まで		
障	害	状	況										
利田		所在	地										
利用先		名	称										
利。	用者	負担	超額	扶養	義務	旨				階層[区分		
上	限	月	額	氏	名					月	額		円

第2号様式(第4条関係)

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長 回

障害児福祉サービスの措置委託依頼書

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第4条第2項の規定により、 次のとおり依頼します。

対	£	· 象	児	氏名	年	月	日生	(満	歳)	(男・女)	
居	住	地	等	住所 連絡先							
依	頼	す	る								
障領	害児 通	所支:	援等								
のき	種別。	と支糸	洽 量								
期			間	年	月	日	から	年	月	日まで	
障	害	状	況								
委	託	費	用	防府市 り算定。	万障害 》	見福祉 [、]	サービフ	くの措施	置等に	関する要綱第6条の規定	によ
そ	0	か	他								

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 事業所名 代表者名 [®]

障害児福祉サービスの措置受託(不受託)通知書

年 月 日付け、第 号で依頼のありました障害児通所支援 等の提供について、下記のとおり回答します。

			氏名
対	象	児	年 月 日生(満 歳)(男・女)
			諾 · 否
	害児通所す		否の場合
のお	提供の	諾 否	理由:
障 :	害児通所す	支援等	
の	種 別 と 支	給 量	
期		間	年 月 日から 年 月 日まで
委	託 費	用	防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第6条の規定に より算定。
そ	Ø	他	

第 号年 月 日

様

防府市長 回

障害児福祉サービスの措置変更(解除)決定通知書

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第5条の規定により、次の とおり決定しましたので通知します。

対	象 児	氏名 年 月 日生(満 歳)(男・女)
利力	用事業	
決定内容		変更(変更内容)
		解除(解除理由)
利	所在地	
利用先	名称	
変更(解除)日		
備	考	

第 号年 月 日

様

防府市長 回

障害児福祉サービスの措置委託変更(解除)通知書

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第5条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

対	象 児	氏名 年 月 日生(満 歳)(男・女)
利。	用事業	
		変更(変更内容)
決	定内容	解除(解除理由)
利	所在地	
利用先	名 称	
変更(解除)日		
備	考	

請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

所 在 地 事業所名 代表者名 ®

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第7条の規定により、次の とおり請求します。

金円(年 月利用に係る として)内訳については、別紙請求明細書のとおり

振込先

	銀行・信用金庫・労働金庫・									
振 込 先	農協・漁協・信用組合									
金融機関名	支店・支所・出張所									
口座番号・種別	1:普通 2:当座									
口座名義										
カタカナで										
記入願います										

 第
 号

 年
 月

 日

様

防府市長 回

障害児相談支援等委託依頼書

防府市障害児福祉サービスの措置等に関する要綱第4条の規定により、次のとおり依頼します。

対	象		児	氏名	年	月	日生	(満	歳)	(男・女)	
居	住	地	等	住所 連絡先							
依	頼	内	容								
期			間	年	月	日:	から	年	月	日まで	
障	害	状	況								
委	託 費		用	児童福 算定に関					目談支持	爰に要する룋	費用の額の
そ	Ø		他								